

産業廃棄物を排出する 事業者の方に



産業廃棄物適正処理のマスコット

てき丸君

～廃棄物処理法の概要 及び
排出事業者責任の徹底について～



産業廃棄物の不法投棄は
人、自然、そして地球に
深刻な被害をもたらします。



不法投棄現場①



不法投棄現場②

燃料と称した
廃タイヤの投棄



廃プラの油化と称した
搬入と放置

不法投棄現場③

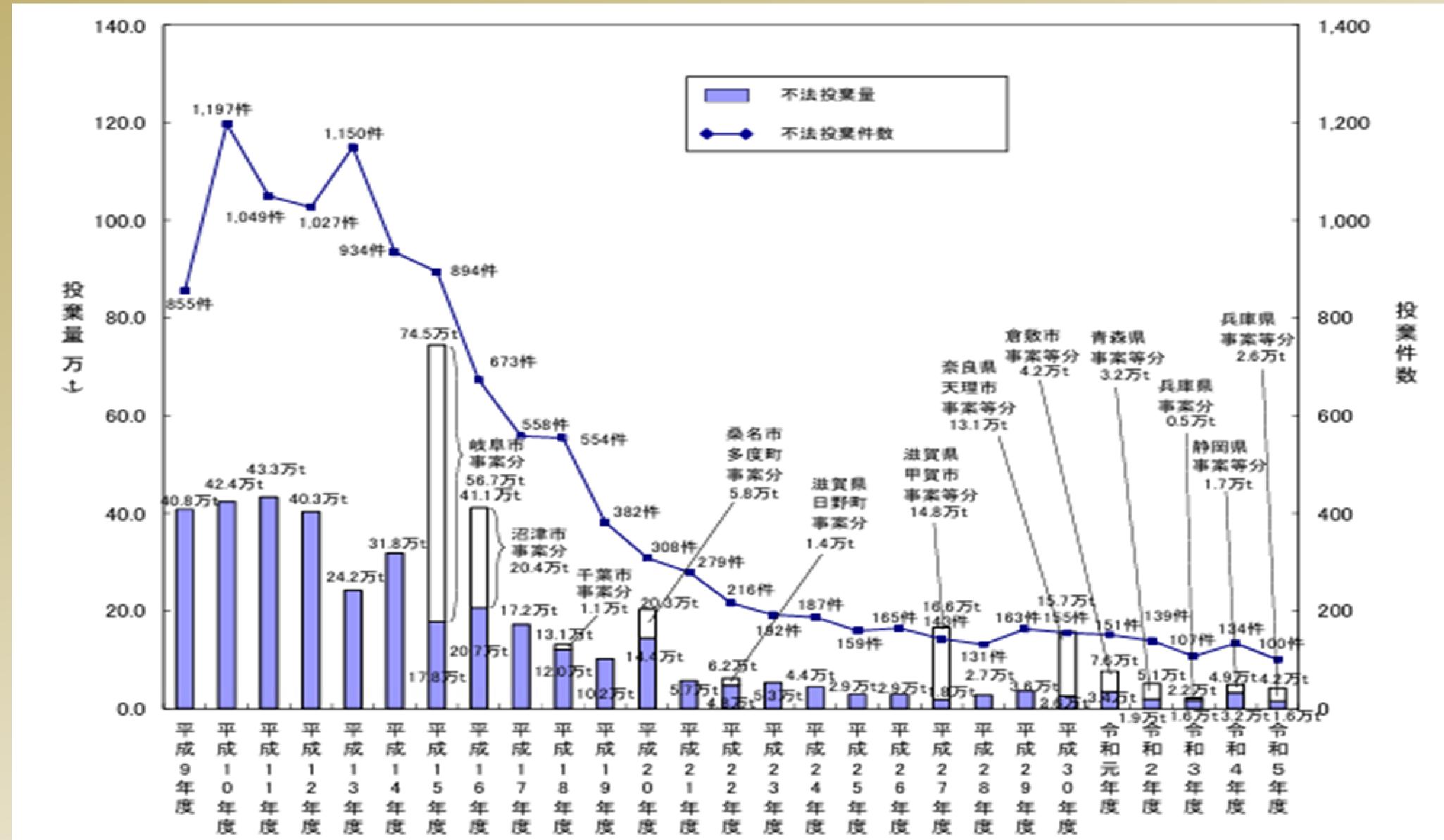


木くずの破碎・焼却
過剰保管堆積

建設系の中間処理施設
過剰受入による倒産



不法投棄件数及び投棄量の推移



産業廃棄物不法投棄事犯の投棄者別・動機別内訳(令和6年)

| 動機別 | 投棄者 | 総数 | 排出事業者 | 許可業者 | | 無許可業者 |
|------------|-----|------|-------|-------|----|-------|
| | | | | 収集・運搬 | 処分 | |
| 処理費節減のため | | 89 | 73 | 1 | 0 | 15 |
| 処理場手続面倒 | | 76 | 68 | 0 | 0 | 8 |
| 処理場が遠距離のため | | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| その他の | | 47 | 27 | 0 | 0 | 20 |
| 総数 | | 214 | 169 | 2 | 0 | 43 |
| 割合 | 合 | 100% | 78.2% | 1.9% | 0% | 19.9% |

出典:令和7年版警察白書

排出事業者には、自らの責任において 適正に処理する義務があります。

処理を委託しても、適正な委託をしないと責任を問われることがあります

排出事業者

委託基準違反、マニフェスト交付義務違反等

- 無許可業者に委託
- 口頭での委託契約
- 委託契約書の不備
- マニフェストの不適切な交付と保存など

注意義務違反

- 著しく安い処理料金で委託した
- 不法投棄しているとの情報を得たが処理委託を続けた
- 過剰な保管を確認したが処理を委託したなど

拘禁刑
罰金刑

委託先の業者が
不法投棄等の
不適正処理をした
場合

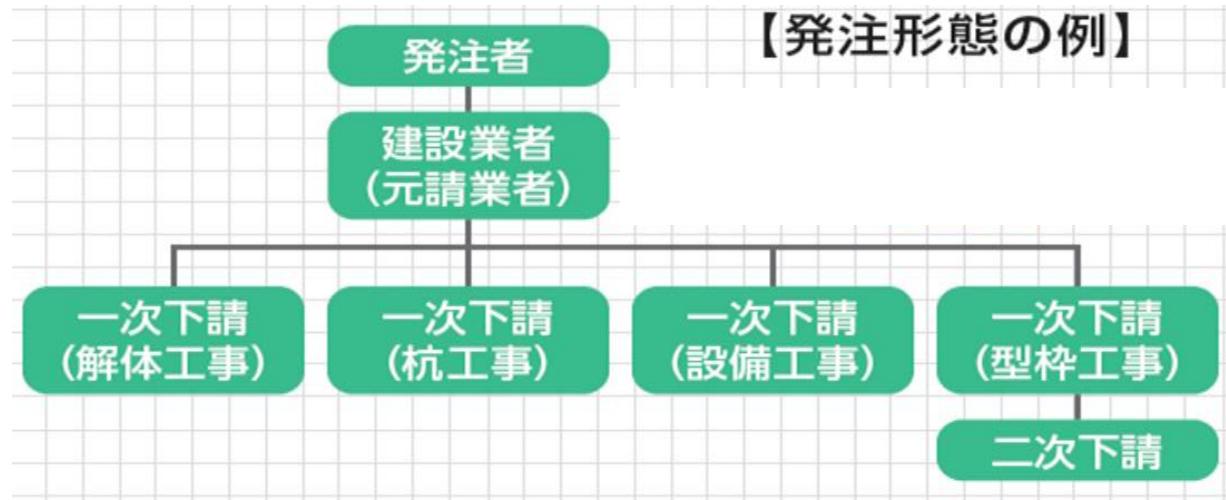
措置命令

命令違反

建設業における排出事業者とは

建設工事で発生した廃棄物の排出事業者は、元請業者となります。

建設廃棄物については、実際の工事の施工は下請負人が行っている場合であっても、発注者から直接工事を請け負った元請業者を排出事業者とし、元請業者が処理責任を負うこととなっていきます。(法第21条の3第1項)



元請業者は、建設廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準に従い、収集運搬業者又は処分業者それぞれと委託契約を締結しなければなりません。

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、「委託基準」を遵守し、自治体の許可を受けた収集運搬業者又は処分業者それぞれと、事前に書面で委託契約を締結することが必要です。(法第12条第5項、第6項)

また、排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従って、産業廃棄物を適正に保管しなければなりません。(法第12条第2項)

なお、工事を請け負った下請負人が事業場外へ運搬する場合であっても、原則、元請業者は排出事業者として産業廃棄物収集運搬業許可を受けた下請負人と収集運搬の委託契約を結ばなければなりません。

下請業者が収集運搬・処分を行う場合、当該下請業者は、許可が必要！

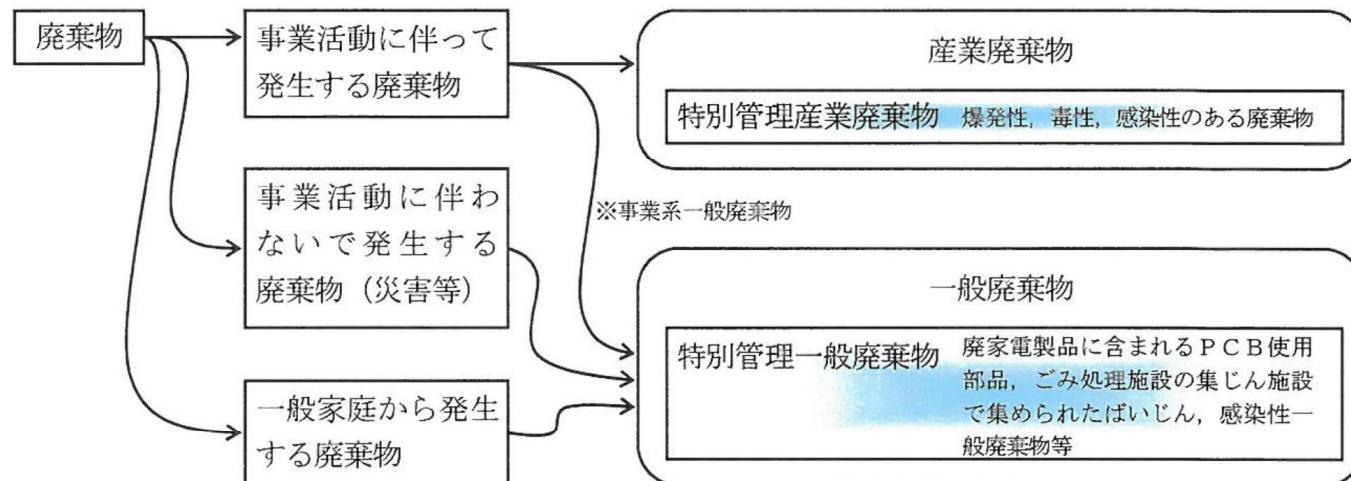
『廃棄物と有価物』

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、または他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、

その物の性状、排出の状況、通常の取り扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の取り扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思

図表 4 一般廃棄物と産業廃棄物の分類②



※事業系一般廃棄物とは

- ①オフィス等から排出される紙くず, 木くずなど
- ②飲食店, 食堂等から排出される残飯, 厨芥類など
- ③小売店等から排出される野菜くず, 魚介類など 等

なお, 次に掲げるものは, 固形状・液状であっても廃棄物から除外されます。

- ① 港湾, 河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ② 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって, 当該漁業活動を行った現場附近において排出したもの
- ③ 土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

補助テキスト

～産業廃棄物適正講習会テキスト～

P.4

産業廃棄物の種類 1

| 種類 | 具体例 |
|----------------|---|
| すべての業種が対象となるもの | 燃え殻 石炭がら, コークス灰, 産業廃棄物の焼却灰, 炉清掃排出物等 |
| | 汚泥 下水汚泥, 排水処理汚泥, ビルピット汚泥, 製紙スラッジ, メッキ汚泥等 |
| | 廃油 潤滑油, 洗浄油, 動植物油, 各種溶剤, タールピッチ類等 |
| | 廃酸 硫酸, 塩酸, エッチング液, 染色液, 写真漂白液等 |
| | 廃アルカリ 石灰液, アルカリ性めっき液, 金属せっけん液, 写真現像液等 |
| | 廃プラスチック類 ビニールくず, 発泡スチロールくず, 合成繊維くず, ポリ容器類, タイヤ等 |
| | ゴムくず 天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類) |
| | 金属くず 鉄くず, 空かん, ブリキ, トタンくず, 鉛管くず, 銅線くず, 切削くず, 研磨くず等 |
| | ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 空びん類, 板ガラスくず, ガラス繊維くず, 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず, 陶器くず, 磁器くず, レンガ破片, 瓦くず, 廃石膏ボード等 |
| | 鉱さい スラグ, ノロ, 不良鉱石, 鋸物砂, サンドブラスト砂等 |
| | がれき類 工作物の新築, 改築又は除去で発生したコンクリート破片等 |
| | ばいじん ばい煙発生施設や産業廃棄物焼却施設等の集じん施設で集められたダスト等 |

産業廃棄物の種類 2

| | | |
|-----------------|-------------------------------------|--|
| 特定の業種のみが対象となるもの | 紙くず | 建設業(工作物の新築, 改築又は除去)で発生した紙くず パルプ・紙・紙加工品製造業, 新聞業, 出版業, 製本業, 印刷物加工業で発生した印刷くず, 製本くず, 板紙, 裁断くず等 |
| | 木くず | 建設業(工作物の新築, 改築又は除去)で発生した木くず 木材・木製品製造業, パルプ製造業, 輸入木材卸売業, 物品賃貸業で発生した木くず, 貨物の流通のために使用したパレット |
| | 繊維くず | 建設業(工作物の新築, 改築又は除去)で発生した天然繊維くず 繊維工業で発生した天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) |
| | 動植物性残さ | 食料品製造業, 飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く), 医薬品製造業, 香料製造業で原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物 |
| | 動物系固形不要物 | と畜場の獣畜, 食鳥処理場で発生した食鳥に係る固形状の不要物 |
| | 動物のふん尿 | 畜産農業で発生した動物のふん尿 |
| | 動物の死体 | 畜産農業で発生した動物の死体 |
| 産業廃棄物処理物 | 上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固型化物等) | |

建設系産業廃棄物を具体的に例示すると次の表のとおりです

| 品名 | 例示 |
|----------|---|
| 安定型産業廃棄物 | <p>工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた以下のもの コンクリート破片、アスファルト・コンクリート破片、れんが破片、 瓦くず及びコンクリート等の混合物で分離することができないものなどこれに類する不要物</p> |
| | <p>ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず</p> <p>コンクリートくず、セメントくず、モルタルくず、岩石片(加工等により生じたものに限る。)、スレートくず、れんがくず、ロックウールくず、その他の窯業製品くず(以上、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及びガラスくず、陶磁器くず</p> |
| | <p>廃発泡スチロール、廃塩化ビニール、合成ゴムくず、廃塩ビパイプ、 廃シート類</p> |
| | <p>金属くず 鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安塀くず、廃缶類</p> |
| | <p>ゴムくず 天然ゴムくず</p> |

| 品 名 | 例 示 |
|----------|---|
| 管理型産業廃棄物 | 汚泥 含水率が高く粒子の微細な泥状の掘削物。その性状等は、次の通り。 掘削物が標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態(コーン指数がおおむね 200 kN/m ² 以下又は一軸圧縮強度がおおむね 50 kN/m ² 以下)。 |
| | がれき類・ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず 有機性のものが付着・混入したもの(廃容器・包装等のガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず等), 廃石膏ボード |
| | 廃プラスチック類 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装用の廃プラスチック類 |
| | 金属くず 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装, 鉛管等の金属くず |
| | 木くず 解体木くず(木造家屋解体材, 内装撤去材) 新築木くず(型枠, 足場材等, 内装・建具工事等の残材, 伐採材・伐根) 改築木くず |
| | 紙くず 包装材, ダンボール, 壁紙くず, 障子紙 |
| | 繊維くず 廃ウエス, 繩, ロープ類, 置, じゅうたん |

特別管理産業廃棄物とは

| 種類 | 具体例 |
|-----------|---|
| 廃油 | 揮発油類、灯油類、軽油類～引火点70°C未満の廃油 |
| 廃酸 | 水素イオン濃度指数(pH) 2.0 以下の廃酸 |
| 廃アルカリ | 水素イオン濃度指数(pH) 12.5 以上の廃アルカリ |
| 感染性産業廃棄物 | 医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等 |
| 特定有害産業廃棄物 | <p>廃P C B 等 又はP C B 汚染物</p> <p>廃P C B 等又はP C B 汚染物を処分するために処理したもので 環境省令で定める基準に適合しないもの</p> <p>廃水銀等 及びその処理物</p> <p>施行規則別表第1に規定された施設で生じた廃水銀又は廃水銀化合物(水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。), 廃棄物処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準(水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること)に不適合のもの</p> <p>廃石綿等</p> <p>建築物から除去した石綿、石綿含有保温材、断熱材及び耐火被覆材、 作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等</p> <p>有害産業廃棄物</p> <p>特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める判定基準に適合しないもの</p> |

特別管理産業廃棄物(建設系産業廃棄物に該当するもので主たるもの)

| | |
|------------------------------------|---|
| 廃 石 綿 等 | 飛散性アスベスト 廃棄物(吹付石綿, 石綿含有保温材, 石綿含有耐火被覆材等) 石綿建材除去作業で用いられ, 又は廃棄されたもの(石綿が付着したシート・防じんマスク・作業衣等) |
| 廃 油 | 揮発油類, 灯油類, 軽油類等の燃えやすい油 |
| 廃酸, 廃アルカリ | pH 2.0 以下の酸性廃液, pH 12.5 以上のアルカリ性廃液 |
| 廃 P C B 等 及 び P C B 汚 染 物 | 廃P C B 及びP C Bを含む廃油 P C B が塗布され, 又は染み込んだり, 付着又は封入されている紙くず, 汚泥, 木くず, 廃プラ, 金属くず, 陶磁器くず等, P C B が付着したがれき類 廃P C B 等又はP C B 汚染物を処分するために処理したもの(基準に適合しないものに限る。) |

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物の種類と具体例

「感染性廃棄物」とは、医療行為等により廃棄物となつた脱脂綿、ガーゼ、包帯、ギブス、紙おむつ、注射針、注射筒、輸液点滴セット、体温計、試験管等の検査器具、有機溶剤、血液、臓器・組織等のうち、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又はこれらのおそれのあるものをいいます。「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（感染性廃棄物処理マニュアル）」改正（令和7年4月）において次の判断基準が示されています。

感染性廃棄物の判断基準

| 観 点 | 廃 棄 物 の 種 類 |
|-----|---|
| 形 状 | (1) 血液、血清、血漿及び体液（精液を含む。）（以下「血液等」という。） |
| | (2) 手術等に伴つて発生する病理廃棄物（摘出又は切除された臓器、組織等） |
| | (3) 血液等が付着した鋭利なもの |
| | (4) 病原微生物に関連した試験、検査等に用いられたもの |

| 観 点 | 廃棄物の種類 |
|--------|---|
| 排出場所 | 感染症病床、結核病床、手術室、緊急外来室、集中治療室及び検査室(以下「感染症病床等」という。)において治療、検査等に使用された後、排出されたもの |
| 感染症の種類 | (1)感染症法の一類、二類、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の治療、検査等に使用された後、排出されたもの (2)感染症法の四類及び五類感染症の治療、検査等に使用された後、排出された医療器材、ディスポーザブル製品、衛生材料等(ただし、紙おむつについては、特定の感染症に係るもの等に限る。) |

(注) 通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該否について判断ができるが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液等その他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者(医師、歯科医師及び獣医師)によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

なお、非感染性の廃棄物であっても、鋭利なものについては感染性廃棄物と同等の取扱いとする。

感染性廃棄物は感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物に分類されますが、区分せず
感染性産業廃棄物(収集運搬・処分)業者に処理を委託することができます。

特別管理産業廃棄物を保管するときは

通常の保管場所の基準

(囲いや掲示板の設置, 飛散・流出・地下浸透・悪臭の防止等)

に加えて



他の廃棄物と混ざらないことや,
さらに特別管理産業廃棄物の種類ごとに必要な措置が
定められています。

I 排出事業者の責任とは

1 排出事業者には、産業廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。

2 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準に従い、収集運搬業者又は処分業者それぞれと委託契約を締結しなければなりません。

3 排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況を確認するとともに、産業廃棄物を排出してから最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、必要な対応を行う義務があります。

4 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理する必要があります。

排出事業者が産業廃棄物を保管, 運搬, 処分する場合

1 保管

排出した産業廃棄物を運搬して搬出するまでの間は,
次のとおり保管しておかなくてはなりません。

① 保管場所の周囲には囲いを設ける

③ 産業廃棄物が飛散, 流出したり, 地下に浸透したり, 悪臭が発生しないようにすること

④ 屋外で容器を用いないで保管する場合は, 高さ制限を守ること

② 見やすい場所に掲示板を設置



⑤ ねずみ, はえ, 蚊などを発生させないこと

2 運搬

- ② 収集・運搬の際は、産業廃棄物を飛散、流出させたり、悪臭、騒音、振動によって周辺環境に支障を及ぼさないようにすること

運搬車に備え付ける書面例

- 氏名又は名称及び住所
- 産業廃棄物の種類及び数量
- 積載日
- 積載した事業場
- 運搬先の事業場

- ① 運搬車、運搬容器は、産業廃棄物の飛散、流出や悪臭の漏れるおそれのないものを用いる



- ③ 運搬車の車体の外側両面に産業廃棄物収集運搬車であることを表示し、必要事項を記載した書面を備え付けておくこと

運搬車両への表示例

産業廃棄物収集運搬車

●●●●株式会社

5cm以上

3cm以上

■表示の注意事項

- ・見やすく、鮮明であること。
- ・両側面に表示すること。
- ・識別しやすい色の文字であること。

3 処 分

① 産業廃棄物を飛散、流出させたり、悪臭、騒音、振動によって周辺環境に支障を及ぼさないようにすること

② 産業廃棄物を焼却する場合は、法令で定める構造基準を満たす焼却設備で行わなければならず、**野外焼却は禁止されています**



③ 産業廃棄物を埋立処分する場合は、都道府県知事等から許可を受けた最終処分場において、法令で定める基準に従って行わなければなりません
法に従わずに産業廃棄物を埋立した場合は、**不法投棄とみなされます**



廃棄物の野外焼却や不法投棄には5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金
(法人には3億円以下)又はこの両方の罰則が科せられます。

産業廃棄物の処理を委託する場合

許可業者への委託

産業廃棄物の処理を委託する場合は、必ず都道府県知事（政令市長）の許可を有している業者に委託しなければなりません。

また、委託にあたっては、排出した産業廃棄物を、受託者が適正に処理することができる能力を備えていることを確認しておくことが大切です。

収集運搬業者の選定

産業廃棄物の排出場所と運搬先の両方の都道府県知事等の許可を得ていることが必要です。

処分業者の選定

排出した産業廃棄物を適切に処理できる施設であるのか、実際に現地を確認しておくことなども重要です。

【確認内容の例】

- 施設の処理能力（埋立地の場合は残容量）、許可を受けた品目以外の産業廃棄物が処理されていないか、保管上限を超えた産業廃棄物の過剰保管はないか、施設や廃棄物が法令に沿って管理されているか等

処分業者を選定する場合

- 自社が排出する廃棄物を適切に処理できる許可をもった施設かどうかを現地に出向いて確認し、記録することも重要です。

■ 確認項目の例

中間処理施設

処理能力、保管状況（過剰な保管がないこと）、受入量・処理量と燃えがら、脱水、乾燥等の中間処理後物量との整合性、施設や廃棄物の管理状況等

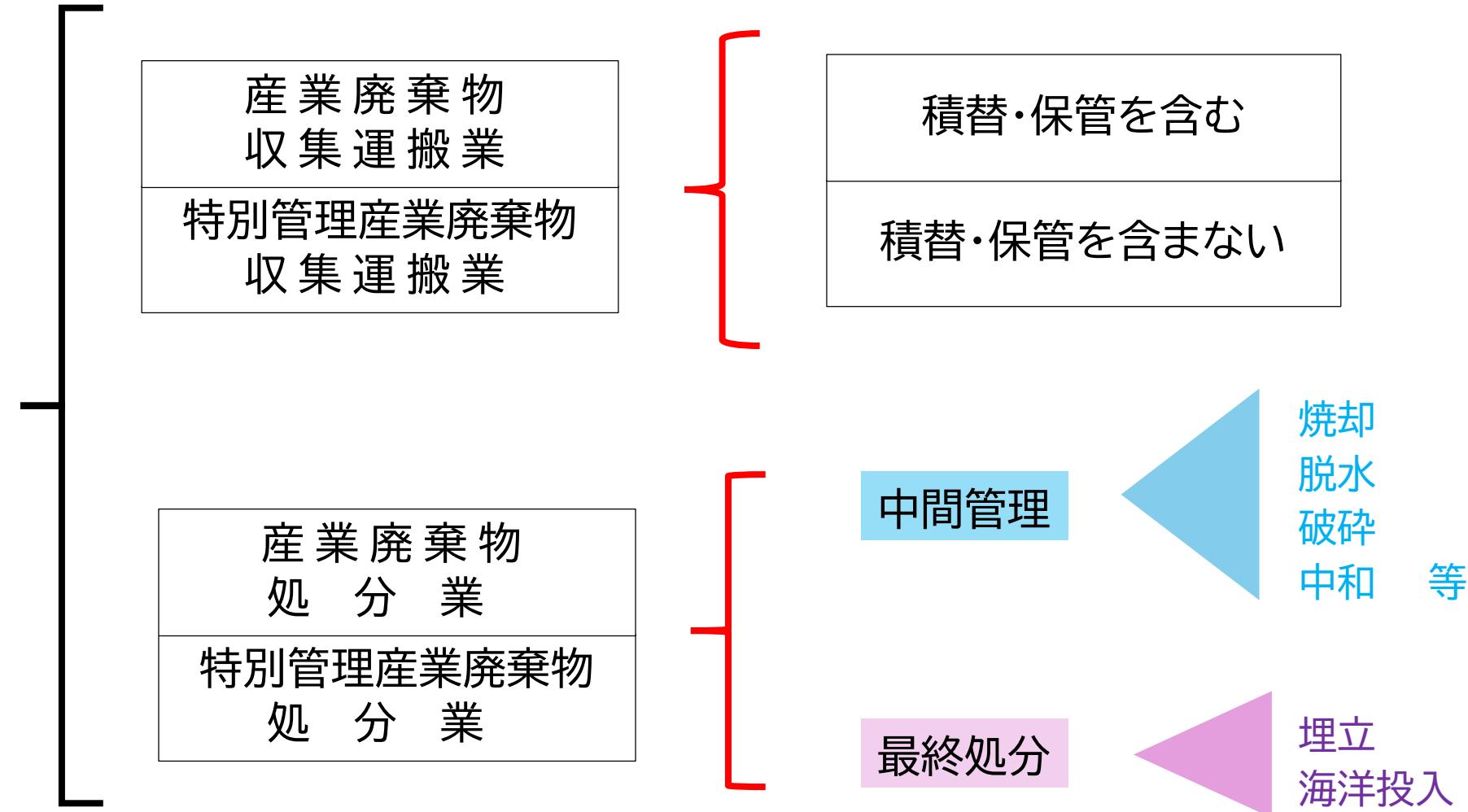
最終処分場

埋立地の残容量、許可品目以外の廃棄物が埋め立てられていないこと等

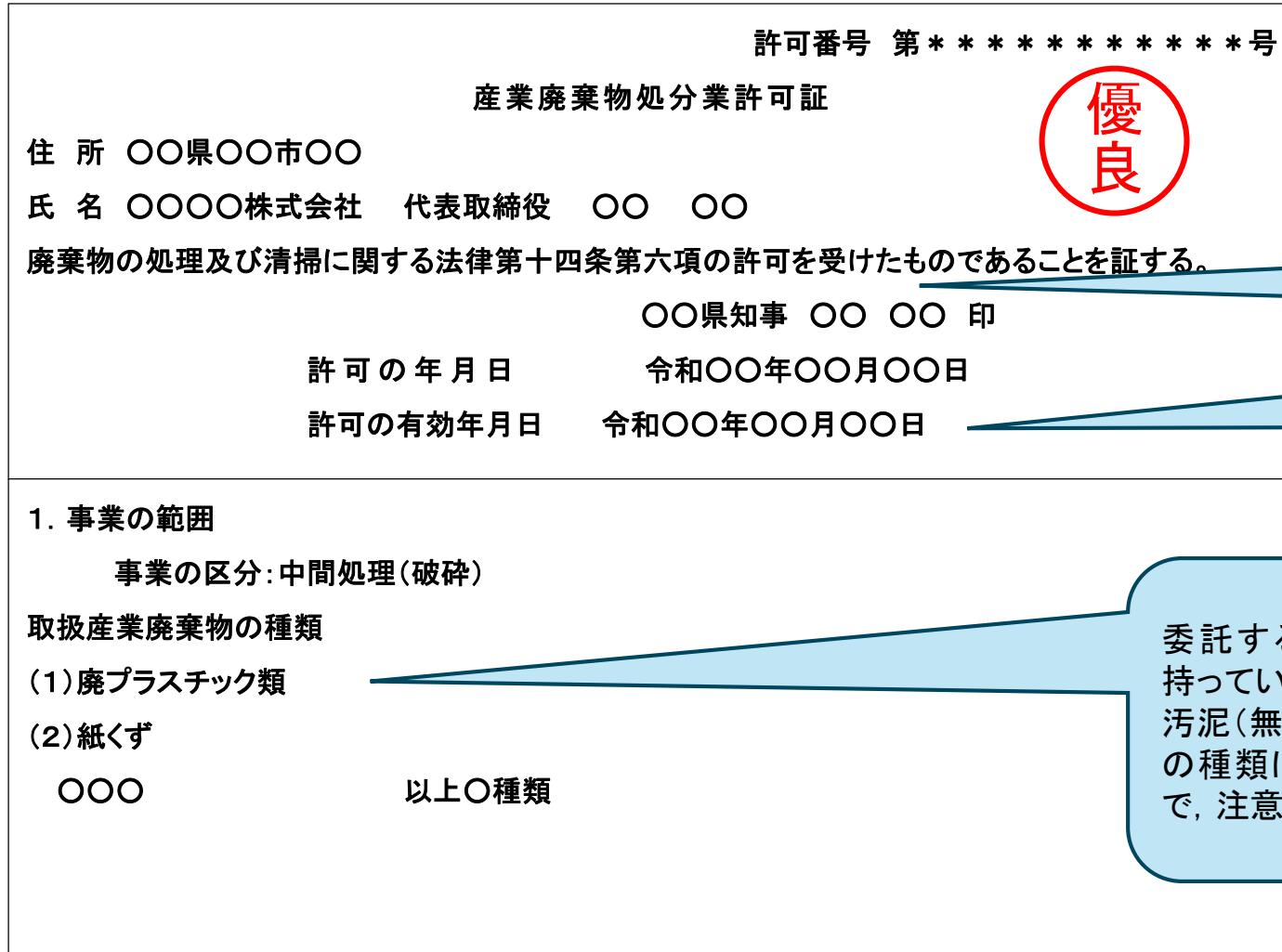


過剰な保管の例

産業廃棄物処理業の許可区分



許可証の確認ポイント



収集運搬の場合、排出場所と運搬先両方の県知事等の許可があるかを確認

許可の有効期限内かを確認

委託する産業廃棄物の種類の許可を持っているかを確認
汚泥(無機性汚泥に限る。)といった特定の種類に限定されている場合があるので、注意が必要

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所 : ○○県○○市○×△

設置年月日 : 令和○○年○○月○○日

処理能力 : ○○t／日

許可年月日 : 令和○○年○○月○○日

許可番号 : 第○○○○○号

処理能力を確認し、委託する数量に対して、受け入れる余力があるかを確認

3. 許可の条件

なし

許可に条件がつけられている場合があるので、その条件を確認

4. 許可の更新又は変更の状況

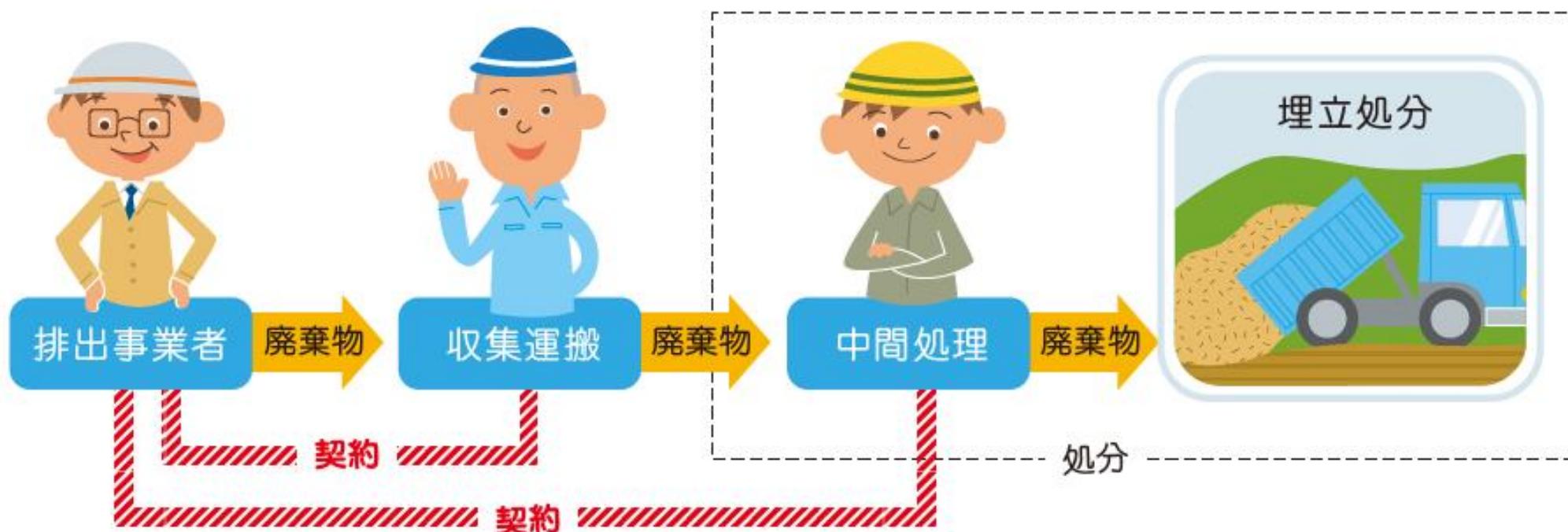
令和○○年○○月○○日 新規許可

令和○○年○○月○○日 更新許可 (優良認定)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

委託契約を書面により締結しなければなりません。

- 契約は、排出事業者と収集運搬業者、および排出事業者と処分業者というように、直接に二者間で行います（二者間契約の原則）。



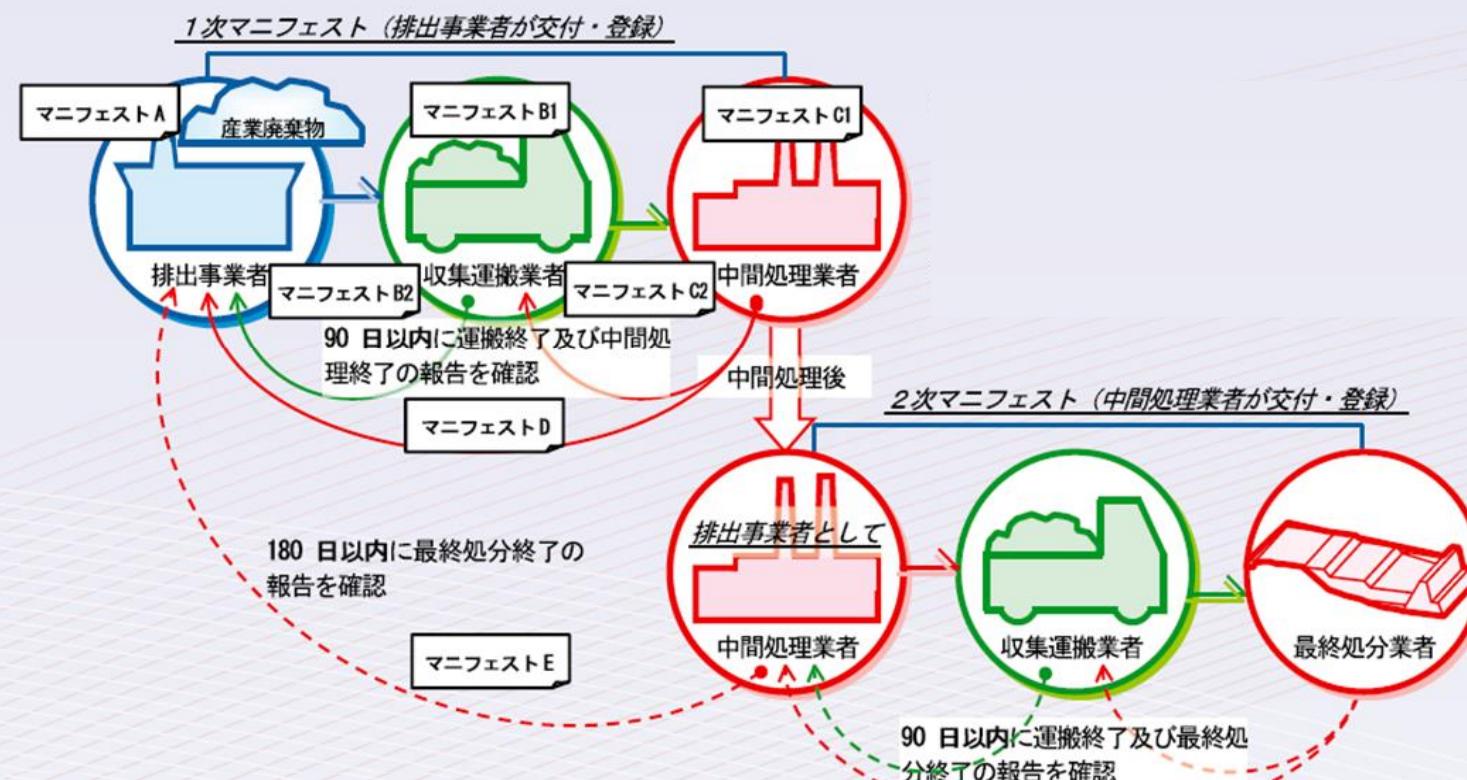
委託契約の締結

- ① 運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ二者間で委託契約を締結すること
- ② 契約は法令で定められた事項が記載された委託契約書により締結すること
- ③ 委託契約書には収集運搬業者又は処分業者の許可証のコピーを必ず添付し、契約の終了した日から5年間保存すること
- ④ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、委託しようとする者に対して、あらかじめ、廃棄物の種類、数量、性状、荷姿、取扱い上の注意について文書で通知しなければならない



産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

1 紙マニフェストの流れ



排出事業者欄

排出事業者の名称、所在地、電話番号を記入します。

産業廃棄物欄

産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、場所の名称、数量、処分方法などを記入します。

運搬受託者欄

産業廃棄物を運搬する業者の名称、所在地、電話番号を記入します。

処分受託者欄

産業廃棄物を処分する業者の名称、所在地、電話番号を記入します。

運搬担当者の記入欄

実際に運搬を受けた者が署名捺印します。

処分業者の記入欄(斜線部)

最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されています。

交付年月日欄

マニフェストを交付した年月日を記入します。

交付担当者欄

交付した担当者が署名します。

排出事業場欄

実際に産業廃棄物を排出した場所の名称、所在地、電話番号を記入します。

中間処理業者の記入欄

ここは記入不要です。

最終処分の場所欄

「委託契約書記載の通り」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称、所在地、電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄

産業廃棄物が搬入される処分業者の名称、所在地、電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は中間処分業者の処分場の名称、所在地等を記入します。

照合確認書

B2票、D票、E票が返送されたたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。

マニフェストの写しの送付期限

| マニフェスト | 産業廃棄物 | 特別管理産業廃棄物 |
|---------|-----------|-----------|
| B2票, D票 | 交付日から90日 | 交付日から60日 |
| E票 | 交付日から180日 | 交付日から180日 |

2 電子マニフェストの流れ

